

「碍」の字表記問題再考（15）

第2次世界大戦前には常に用いられていたという「碍」の字は、1942年（昭和17）の標準漢字表の中に初出していることを、本稿の2021年6月号で確認している。しかし、この碍の字は標準漢字表に1度掲載されただけで、その後の1946年に制定された当用漢字表、また1981年の常用漢字表では碍の字は削除されており、わが国の漢字表記の基準を示す表の中には1度しか掲載されなかったことが判明した。

東京パラリンピックを契機に

2020年（令和2）に開催予定であった東京オリンピック・パラリンピック（以後オリパラ）は1年遅れて、2021年7月後半から9月初旬にかけてそれぞれ開催された。このオリパラは多様化する現代社会における「共生社会」の実現をキーワードとし、それを謳い文句とした大会である。特に東京パラリンピックは、長年の「碍」の字表記問題に決着をつけたいという障害福祉関係者の願いを集結させた大会でもあった。碍の字を常用漢字表の中に追加し、障害者から障害者の表記に変更してほしいという要望書を政府に提出していたが、ついに政府はその結論を示したのである。

その結果が、2021年2月26日付けの各種新聞紙面の記事である。「碍の字を常用漢字に加えない判断」「障【碍】常用漢字見送り」などと一斉に報じられたのである。これらの新聞記事は「碍」の字論争に政府が結論を出したことを意味する。

この表記問題は1981年の国際障害者年以降、当事者からの問題提起を発端として、今日まで保留になっていた懸案事項である。国会においても2018年に衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会が障害者の「害」の字が持つ否定的なイメージを払拭するために別の表記を検討することを政府に求め、「碍」の常用漢字化を要望していた。今回の発表はその回答ともいえる。2021年3月12日に文化庁国語課より報道発表された内容は次の通りである。

第76回文化審議会国語分科会において、『「障害」の表記に関する国語分科会の考え方』が取りまとめられましたのでお知らせします。

1. 経緯

平成30年の第196回通常国会の衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、「障害」の「害」の表記について、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め所要の検討を行うべきである旨の決議が可決されたことを踏まえ、文化審議会国語分科会において、平成30年7月から検討を進めてきました。

同年11月には『「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）』を示し、地方公共団体や民間の組織において、常用漢字表にない「碍」を用いて表記することを妨げるものではないこと等を趣旨とした考え方を確認し、その後も国語施策の観点を中心に、審議を重ねてきました。

2. 概要

現時点では、常用漢字表への追加を要するような「碍」の字の使用頻度の高まりや使用状況の広がりが生じていると判断できないことや、「障がい者制度改革推進本部」において、「法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いる」とされていること等により、直ちに常用漢字表に追加することは困難であるとしています。

ただし、常用漢字表の次の改定が行われる際には、選定基準の見直しが必要であるかどうかを改めて検討することとするともに、「障害」の表記に関しては当事者を中心とした議論が進むよう期待しながら見守りつつ、国語施策の観点からも用語全般に関する課題を広く解決していくための考え方を整理することができないか検討することも併せて示しています。

表記に対する考え方

今回の発表に至るまでの経緯と論点について、文化庁国語課題小委員会の資料に基づき、再度確認しておきたい。

国会での衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会が指摘した一つに、障害者の表記のみならず、そもそも「害」の字を人に対して用いることが不適切であるという考え方が示されていた。政府も両委員会の指摘に異論はなく、重く受け止める旨を表明し、担当所管である国語分科会が常用漢字表への追加の可否を検討してきた。

その後、兵庫県宝塚市が全国の市町村で初めて「障害」の表記を公用文書に用いたが、これに対して政府は、地方公共団体や民間の組織において、常用漢字表に含まれていない「碍」の字を用いて「障害者」と表記することは妨げないと、容認する考えを表明していた。

国語審議会では、障害者という用語自体はそれぞれの立場により意見も多様であり、合意形成が難しく、単に漢字表記の問題ではないことを繰り返し述べている。加えて、不快とされる「障害者」の言葉を使わない、新たな用語に換えることが重要との見解も以前より示していた。

2010年（平成22）の常用漢字表の改正では、内閣府の障がい者制度改革で決定した表記問題の結論は、『「障害」の表記については、様々な主体がそれぞれの考え方に基づき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない。法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとする』と発表し、過去のいきさつ等を踏まえて、「碍」の字の常用漢字表への追加を見送る決定が下されたのである。

結論として

2010年に常用漢字表が見直され、また今回オリパラを前にして「碍」の字に対する政府の見解は、追加しないという結論であった。その理由は「追加を要するような使用頻度の高まりや広がりが生じているとは判断できない」ことを挙げている。また一方で、追加希望の要望で示されていた共生社会の実現という観点からの検討課題に関しては、「常用漢字表は社会における課題の周知や問題提起を目的とするものではなく、分かりやすい書き方の目安とするもの」であり、あくまでも表記基準に基づいて決定したことを強調している。しかし、『使用実態や国民の意識などを踏まえ、広く社会全体で「障害」の表記が合意された場合はすみやかに対応する』と追記している。

[引用・参考資料]

文化庁ホームページ：<https://www.bunka.go.jp> 参照。

読売新聞社『読売新聞』朝刊、2021年2月26日。

毎日新聞社『毎日新聞』朝刊、2021年2月26日。